

キャピタル・パートナーズ証券株式会社 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-13-7 四国ビルディング http://www.capital.co.jp

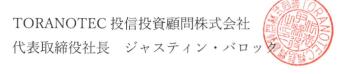
2022年10月3日

ジュエル・ボックス・ファンドの募集停止について

2022 年 8 月 29 日よりご案内を開始しておりました、契約型公募外国投資信託「ジュエル・ボックス・ファンド」について、 運用会社である TORANOTEC 投信投資顧問株式会社より申し入れがあり、ファンドの募集を停止することとなりました。 なお、詳細につきましては添付にございます運用会社よりの通知をご覧ください。

以上

キャピタル・パートナーズ証券株式会社 御中



ジュエル・ボックス・ファンドの募集停止について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 また、平素は弊社業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社が投資運用会社を務めますジュエル・ボックス・ファンド(以下「本ファンド」といいます)につきましては、2022年8月26日付けで関東財務局宛に有価証券届出書を提出し、2022年9月12日から9月16日を当初募集期間として、2022年10月1日より運用を開始する予定でおりましたが、今般、本ファンドの管理会社であるエマージング・アセット・マネジメント・リミテッドが、募集を停止することを決定いたしましたので、本決定にいたりました経緯について、以下のとおりご報告申し上げます。

昨年から、海外ファンドへ投資を行うファンド・オブ・ファンズ(以下「FoFs」といいます) 形式の投資信託等につきましては、投資先ファンドの運用・管理状態が不適切として投資信 託委託会社 2 社に対して行政処分が行われ、本年 6 月 22 日付金融審議会市場制度ワーキン グ・グループ中間整理においても、こうした事案の再発を防ぐため、投資先ファンドのリス クの高さに応じて、受託者責任を負う投資運用会社等が必要な書類を入手できるよう制度 面等の見直しが必要であるとの提言が行われました。

これを受けて、投資信託協会では、同協会の「投資信託等の運用に関する規則」(以下「運用規則」といいます)を改正し、FoFs 形式の公募投資信託について、(1)投資信託委託会社が実施すべき投資先ファンドに対するデュー・ディリジェンスおよびモニタリング(以下併せて「DD等」といいます)の具体的な確認項目・確認方法の内容や、(2)FoFs に適さないと考えられる「極めて特殊な運用戦略」を類型化し、投資先ファンドの運用戦略がこれに該当する場合には、運用実態が把握できる情報(例:残高証明書、取引記録)の取得を義務づけることが新たに定められる予定である旨の報告を受けております。

弊社では、ファンドへの投資を行う際には、投資者の利益を保護するため投資先ファンドに

対して適切な DD 等を実施しておりますが、本ファンドの運用開始後に、改正規則の内容に合わせて社内規程や組織等の変更を行う必要がないよう、改正後の運用規則の内容を確認し、当該規則に対応した体制にあることを確認したうえで、万全の態勢で運用を開始することが、弊社の使命である「日本の金融市場の健全な発展への貢献」につながるものと判断いたしました。

また、弊社は、外国投信である本ファンドの投資運用会社であり、投資信託協会の規則の適用を受けるものではありませんが、投資信託委託会社と同様に投資者に対して受託者責任を負う金融商品取引業者として、投資信託協会の規則により投資信託委託会社に義務づけられている DD 等を実施することが、投資運用会社である弊社の受託者責任を十分に果たすことなるものと考えております。

そこで、弊社からこれらの状況および弊社の判断について管理会社に説明し、管理会社において今回の決定がなされるに至っております。

今般は貴社および貴社のお客様に多大なるご迷惑をおかけしてしまうこととなり、誠に申し訳ございません。

本件につきまして、何卒ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

敬具